

付表2 市区町村の廃置分合、境界変更、名称変更一覧表

Appendix 2 — PARTICULARS ABOUT CHANGES OF NAMES AND BOUNDARIES OF Shi, Ku, Machi AND Mura.

昭和25年10月2日～昭和30年10月1日

OCTOBER 2, 1950 TO OCTOBER 1, 1955

1 本表は、昭和25年10月2日から昭和30年10月1日まで5年間の市区町村の廃置分合、境界変更および名称変更ならびにこれらの異動に伴う昭和25年国勢調査人口の異動（人口異動のない境界変更を含む。以下同じ。）について、その異動年月日、異動地域および異動地域の昭和25年国勢調査人口を一覧表にしたものである。ただし、所属未定地の編入についてはこれを除外した。

なお、本表ではこれらの異動関係市区町村のうち、その異動以前に廃置分合、境界変更または名称変更があったものについて、その内容がわかるように注番号を付して、都道府県ごとに末尾に注記し、その関連を明らかにした。

2 本表に掲げた市区町村の順序は、昭和30年国勢調査時における当該都道府県の慣用の順序（統計表第12表の順序62頁参照）によった。なお、廃置分合、境界変更または名称変更のなかった市区町村はここには掲げてない。

3 本表に掲げた市区町村の廃置分合、境界変更または名称変更の施行年月日および異動地域の内容については、いずれも官報掲載の総理府告示によった。地域の異動に伴う人口の異動については、昭和25年国勢調査照査表によりこれを算出した。この際、照査表によっては異動地域の人口を確認したい場合があったが、この場合についても、調査区地図等を参照して算出を行った。なお、地方自治法施行令第176条および第177条の規定による都道府県知事が公示した人口を用いたものもある。

4 各欄の内容について

(1) 「年月日」欄

「年月日」欄は、市区町村の廃置分合、境界変更または名称変更の施行年月日を示し、1件ごとにこれを掲げた。数カ町村を同一期日に一括して編入した場合はこれを1件とし、最初の行にその施行年月日掲げた。また、数カ町村を数回にわけて編入した場合や、施行年月日が同じであっても官報の告示番号が異なる場合は、それぞれを別の件数として取扱った。

なお、昭和25年10月2日以後市区町村の廃置分合または境界変更があり、しかも、昭和30年国勢調査時になお同一の市区町村名を有するものについては、その旧区域を「異動地域」欄に「旧××市(区町村)の区域」として表示し、「年月日」欄には「25. 10. 1」として表示した。これは、昭和30年10月1日現在の境域における当該市区町村の「昭和25年人口」欄の人口算出の過程を明らかにするために掲げたもので、当日その市区町村に異動があったことを表示したのではないから注意されたい。

(2) 「異動地域」欄

「異動地域」欄の中央に掲げた市区町村は、すべて、昭和30年国勢調査時の市区町村である。また、㉞ ㉟ ㊱等の記号とともに示されている市区町村は、中央に掲げた昭和30年国勢調査時の市区町村との間に廃置分合、境界変更または名称変更があった市区町村である。これらの関係市区町村に昭和25年10月2日以後廃置分合、境界変更または名称変更による異動があった場合は、所属未定地の編入を除き、人口異動のない境界変更を含むすべての異動について、その内容を各都道府県の末尾に一括して示した。（5各都道府県の末尾に掲げた注記について参照）

本表に用いた記号は ㉞、㉟、㊱、㊲ および ㊳ の5種類で、各記号の意味は、つぎのとおりである。

㉞は、市区町村の廃置分合により、新しい市区町村が設置されたことを示す。

例1 岡山県和気郡日生町および福河村を廃し、その区域をもって日生町を置く。(331頁参照)

例2 岡山県赤磐郡周匝村、山方村および佐伯北村を廃し、その区域をもって吉井町を置く。(331頁参照)

㉟は、市区町村の廃置分合により、市区町村に、他の市区町村の全域または一部の地域が編入されたことを示す。

例1 大阪府豊能郡庄内町を廃し、その区域を豊中市に編入。(316頁参照)

例2 大阪府三島郡新田村を廃し、大字上新田の区域を豊中市に、大字下新田の区域を吹田市に編入。(316頁参照)

㊱は、他の市区町村の廃置分合に伴って市区町村の一部の地域が分割されたことを示す。これは、市区町村の一部が分割され、その地域で新たに市区町村が設置された場合、その地域と他の市区町村とで新たに市区町村が設置された場合、または、その地域が他の町村とともに別の市区町村に編入された場合である。

例1 埼玉県川口市の一部を分け、その区域をもって北足立郡鳩ヶ谷町を置く。(257頁参照)

例2 千葉県安房郡豊田村および丸村を廃し、豊田村、丸村および千倉町の一部をもって丸山町を置く。(264頁参照)

㊲は、市区町村の境界が相互に変更され、市区町村に他の市区町村の一部の地域が編入され、または、市区町村の一部の地域が他の市区町村に編入されたことを示す。

例1 埼玉県北葛飾郡早稲田村と東和村との間に境界変更あり。(261頁参照)

例2 北海道上川支庁東鷹栖村の一部を旭川市に編入。(221頁参照)

㊳は、市区町村の名称のみが変更されたことを示す。

なお、このなかには、村を町とし、町を市とする処分を含めた。また、名称変更ではないが、町村の所属する郡が変更になった場合も、便宜上名称変更として取扱った。

例1 千葉県東葛市の名称を柏市とする。(263頁参照)

例2 大阪府北河内郡寝屋川町を寝屋川市とする。(316頁参照)

例3 徳島県海部郡上木頭村が那賀郡上木頭村になる。(343頁参照)

(3) 「昭和25年人口」欄

「異動地域」欄の「旧××市(区町村)の区域」と記入された市区町村の人口および異動関係市区町村の人口は、それぞれさきに述べた算出方法(3参照)による昭和25年国勢調査時の人口を示す。

ゴシツクの人口は、以上の関係市区町村の人口の合計であって、昭和30年国勢調査時の市区町村の境域により組替えた昭和25年国勢調査人口を示すこととなる。したがって、この人口は統計表第12表の「昭和25年(組替)」の人口に一致する。

5 各都道府県の末尾に掲げた注記について

末尾の注記は、都道府県ごとに、表に付した注番号の一連番号の順に記入した。「異動地域」欄に掲げた異動関係市区町村のうち、その異動以前に廃置分合、境界変更または名称変更があったものについては、さらにその市区町村名にイ)、ロ)、ハ)の注番号を付して、その内容を関係の箇所に示した。なお、これらの注を付した市区町村のうち、その区域を分割して昭和30年国勢調査時の市区町村に編入されたもの(廃止された市区町村)についても、その「昭和25年人口」を算出できるように、とくにそれぞれの分割地域の「昭和25年人口」を掲げておいた。

二、三の注記の例をあげて説明すればつぎのとおりである。

例1 8) 30. 1. 1 兵庫県多紀郡南河内村(1869)、北河内村(2426)、草山村(1494)の区域が西北村になる。(321頁参照)

例1は、昭和25年10月2日以後に、廃置分合によって新しく設置された市区町村(西北村)が、さらに名称変更をして、昭和30年国勢調査時の市区町村名(西紀村)になった事例である。

例2 5) 29. 2. 1 茨城県真壁郡竹島村(3588)、養蚕村(4265)の区域が下館町㊱)に編入。

29. 3. 15 真壁郡五所村(3960)、中村(3511)、河間村(3818)、大田村(5493)、嘉田生崎村(3675)の区域が下館町に編入。

ロ) 26. 4. 1 真壁郡下館町(16153)、伊讚村(7918)の区域が下館町になる。

(245頁および249頁参照)

例2は、昭和26年4月1日に注ロ)に示すように他の市区町村(伊讚村)との廃置分合によって設置された市区町村(下館町)に、その後、昭和29年2月1日に2カ村、3月15日に5カ村が編入され、同日さらにその名称(下館町)を変更して昭和30年国勢調査時の市区町村(下館市)になった事例である。

例3 34) 26. 1. 1 茨城県筑波郡田井村の一部(6)が北条町に編入し、北条町の一部(0)が田井村に編入。(248頁および250頁参照)

例 3 は、境界変更のあった市区町村(北条町と田井村)が、その後別の市区町村(筑波町)にそれぞれ編入になった事例である。

例 4 17) 30. 2. 11 茨城県東茨城郡長岡村が長岡町になる。(245頁および250頁参照)

例 4 は、名称変更により村(長岡村)から町(長岡町)になり、さらに別の市区町村とともに新しい市区町村(茨城町)となった事例である。

例 5 9) 29. 3. 30 茨城県那珂郡前渡村の一部(4 234)が勝田町に編入し、他の一部(2 791)が那珂湊町に編入。
(245頁および249頁参照)

例 5 は、市区町村の分割編入の事例で、両町に編入された各地域の人口を合計すると、この分割編入により廃止された市区町村(前渡村)の昭和 25 年国勢調査人口(7 025)を算出することができる。